## 国立大学法人東京医科歯科大学病院看護部長

## 及び副看護部長任免規則

令和3年10月12日 規 則 第 9 2 号

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学病院(以下「病院」という。)看護部長及び副看護部長(以下「看護部長等」という。)の任免は、東京医科歯科大学病院看護部規則 (平成16年規則第128号)(以下、「看護部規則」という。)に定めるもののほか、この規則によって行う。

(選考の時期)

- 第2条 看護部長等の選考は次の各号の一に該当する場合に行う。
  - (1) 任期が満了するとき。
  - (2) 辞任を申し出たとき。
  - (3) 欠員となったとき。

(候補者の推薦)

第3条 学長は、看護部長の選出に当り、大学の基本方針を明確にし、候補者を病院運営会議 (以下「運営会議」という。)から推薦させる。

(選考の方法等)

- 第4条 学長は、推薦された看護部長候補者につき選考する。この場合、学長は推薦された候補者に関して疑義のある場合には、運営会議に差し戻すことができる。
- 2 副看護部長の選考は、運営会議の議を経て、病院長が決定する。

(任期)

- 第5条 看護部長等の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 看護部長等の任期の末日は、病院長の任期の末日以前とする。
- 3 補欠の看護部長等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 定年退職日が前3項の規定による任期の末日前である看護部長等の任期は、前3項の規定 にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 5 前項の適用を受けた者の後任の看護部長等の任期は、前任者に同項の規定の適用が ない ものとした場合の残任期間とする。

(解任)

第6条 病院長は、副看護部長がその職務を十分に果たさず、大学運営に重大な支障をもたら した場合には、運営会議の意見を聴いて解任することができる。

## (任期満了後の処遇)

第7条 看護部長等を再任しない場合、当該看護部長等の任期満了後における処遇は次のとおりとする。

- (1) 病院の看護職員から看護部長等となった者 原則として、当該任命の日の前日の職に 就かせる。
- (2) 前号以外の者 原則として、任期満了日における職よりも下位の看護職員に就かせる。
- 第8条 看護部長等に就任する場合には、任期等について、別紙同意書により、本人の 同意を得なければならない。

(雑則)

第9条 この規則に関する細則は、運営会議が定める。

附則

- 1 この規則は、令和3年10月12日から施行し、令和3年10月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 適用日の前日に看護部長の職にあった者は、なお従前の例による。
- 3 適用日の前日に副看護部長の職にあった者は、解任(降任)事由がない限り、 引き続き1期に限り、本規則に基づき副看護部長を命じ、任期満了後、副看護部 長を免じた場合は、本給及び管理職手当については、副看護部長の額を保障する。